



- 長野県訓令第1号
- 長野県教育委員会訓令第2号

本庁内部部局  
教育委員会事務局

長野県統計調査調整規程 [昭和52年長野県訓令第8号  
昭和52年長野県教育委員会訓令第4号]

の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年3月27日

長野県知事 田中康夫  
長野県教育委員会

第1条中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第2条の2第1項中「出先機関」を「現地機関」に、「総務課長」を「教育振興課長」に改める。

情報政策課  
教育委員会事務局総務課